

監査及び会計の専門家が監査するメリット 「公認会計士監査」の 対象が広がりました!

1

特別目的の
財務諸表の
監査

2

財務諸表の
一部に対する
監査

3

準拠性の
意見
(監査)

「公認会計士監査」とは

「公認会計士監査」は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づき、一定の品質管理システムの下で実施されるものであり、財務諸表に対して高い信頼性を付与(保証)します。

一般的に「監査」という言葉は様々な局面で使用されていますが、「公認会計士監査」は、それらとは異なり、監査及び会計の専門家として、独立の立場から実施されるもので、公認会計士又は監査法人だけが提供できる業務です。



「公認会計士監査」を受けることによる**メリット**

- 1 公認会計士による監査報告書が添付されていることにより、財務諸表の信頼性が向上します。
- 2 監査の過程において、監査及び会計の専門家の目を通すことにより、内部統制の整備や業務プロセスの改善、重要な資産の実在性の確認などのメリットも期待できます。

◆ 新たな「公認会計士監査」が可能に!

これまでの「公認会計士監査」は、金融商品取引法監査と会社法監査に代表されるように、一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成される一組の財務諸表を対象に、財政状態や経営成績等を適正に表示しているかどうかについて意見を表明する監査が中心でした。

平成26年2月の監査基準の改訂により、新たに提供できる「公認会計士監査」の範囲が広がりました。

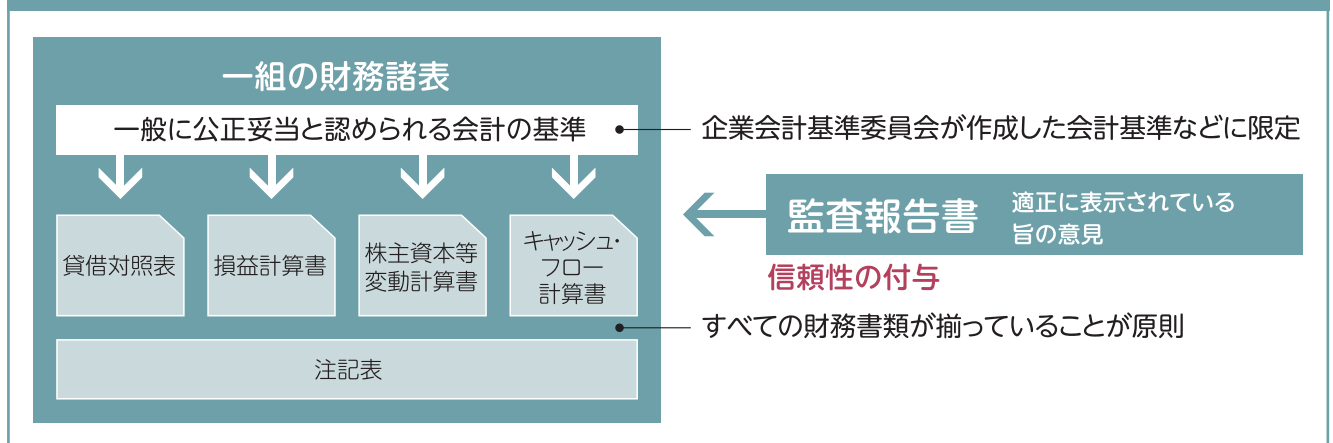
特別目的の財務諸表の監査

財務諸表の一部に対する監査

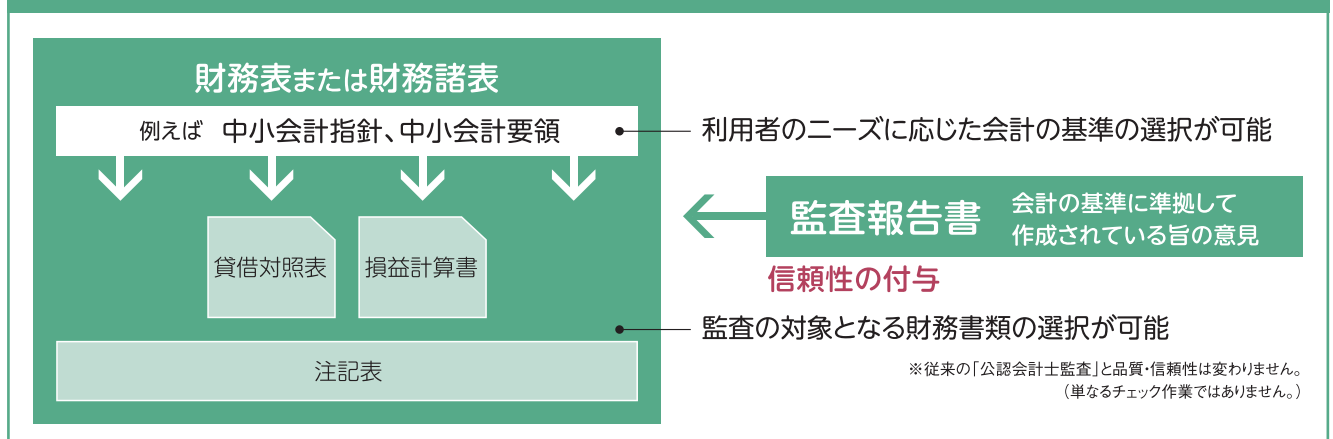
準拠性の意見(監査)

財務諸表に対して合理的な水準の保証を与えるという従来の監査の品質を維持したまま、これまで対応できなかった範囲にも公認会計士による監査(保証)を提供できます。

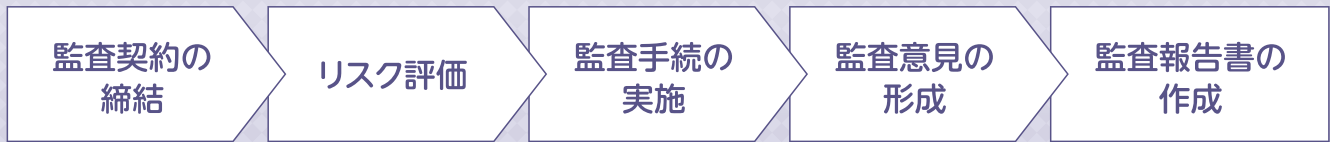
従来の公認会計士監査(上場会社、会社法大会社等に対する法定監査が中心)



新たに可能となった公認会計士監査(利用者のニーズに応じた特別目的の財務諸表等の監査)



「公認会計士監査」のプロセス



- 内部統制の評価
- 会計システムの評価
- ガバナンスの評価 etc...
- 現金預金、売掛金、棚卸資産の実在性の検証(実査、確認状の送付、棚卸立会)
- 資産の評価の検証(貸倒引当金の設定、固定資産の評価)
- 売上・売上原価の検証 etc...

※監査を通じて、財務諸表作成上のアドバイスを提供します。

ただし、財務諸表を作成するために必要な一定水準の内部統制が存在しない、会計処理の根拠資料が揃っていないなど、監査の受入体制が整っていないと判断される場合には、受入体制を整えた上で、実施することになります。

※監査は合理的な水準の保証を与えるものであり、財務諸表の信頼性を100%保証するものではありません。

◆ 具体的にどういう「公認会計士監査」ができるのでしょうか？

Q 金融機関からの借入れに当たり、公認会計士の監査を受けるように言われたのですが、税務申告用の決算書しかありません。「公認会計士監査」を受けられますか？

A はい、受けられます。例えば、以下のような「公認会計士監査」が可能です。

会計基準	中小企業の会計に関する基本要領に基づいて策定した会計の基準*
監査の対象	貸借対照表、損益計算書、注記(会計方針、担保資産、偶発債務)
監査報告書	特別目的の財務諸表に対し、準拠性の意見を表明

*株主資本等変動計算書、注記の一部を除く

Q 会社法の公認会計士監査を受けていますが、金融機関からの借入れに当たり、別途、キャッシュ・フロー計算書のみを作成して提出することになりました。このキャッシュ・フロー計算書だけを対象として、「公認会計士監査」を受けられますか？

A はい、受けられます。例えば、以下のような「公認会計士監査」が可能です。

会計基準	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を基礎として策定した会計の基準
監査の対象	キャッシュ・フロー計算書及び注記
監査報告書	特別目的の財務表に対し、準拠性の意見を表明

Q 貸借対照表のみについて、「公認会計士監査」を受けられますか？

A はい、受けられます。例えば、以下のような「公認会計士監査」が可能です。

会計基準	会社計算規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
監査の対象	貸借対照表及び注記
監査報告書	一般目的の財務表に対し、適正意見を表明

Q 取引先より指定された棚卸資産の内訳表(期末日以外の一定時点)を対象とした、「公認会計士監査」を受けられますか？

A はい、受けられます。例えば、以下のような「公認会計士監査」が可能です。

会計基準	取引先から指定された表示の取決め及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
監査の対象	棚卸資産の内訳表
監査報告書	特別目的の棚卸資産の内訳表に対し、準拠性の意見を表明

About JICPA



◆ 日本公認会計士協会 (JICPA) について

概要

日本公認会計士協会は、公認会計士法に基づき設立された、会計プロフェッションの自主規制団体であり、透明性と中立性を持った組織運営を行っています。

また、会員たる公認会計士及び監査法人の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員をサポートし、指導及び監督を行っています。これらの活動を通して、日本公認会計士協会は、公正な経済社会の確立と発展に貢献しています。

地域への貢献

全国に支部として地域会(14地域会)を置き、それぞれの地域会所属会員の資質向上につとめるとともに、地域に密着した活動を行っています。

会員

会員は、公認会計士及び外国公認会計士、監査法人で構成され、会計士補と公認会計士試験合格者を準会員としています。公認会計士及び監査法人はすべて日本公認会計士協会に加入しています。

会員	準会員
26,995 (うち、監査法人218)	6,990
合計 33,985	

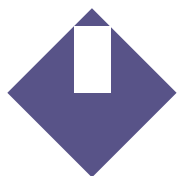
平成26年9月30日現在

監査の信頼性への取り組み

日本公認会計士協会は、自主規制団体として、以下のような取り組みを行っています。

1. 倫理規則の整備と周知徹底
2. 継続的専門研修制度(CPE制度)の充実と適切な運用
3. 会員の行う監査業務の質的水準の維持・向上のための品質管理レビューの実施
4. 会員が行った監査業務の結果に対する審査

■企画・制作



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

東京都千代田区九段南4-4-1 〒102-8264

電話:03-3515-1120

<http://www.jicpa.or.jp>

2015年1月発行

©本編の内容を無断で転載することを禁じます。